

気付いてください！ 子どもからのSOS



児童虐待

児童虐待は家庭という密室で起こるため、しつげとの判断もつきにくく、見過ごされてしまうことも少なくありません。

子どもを出すSOSサインに周囲の大人がいち早く気づき、救いの手を差し延べることで、子どもを虐待から守りましょう。

問 すこやか子ども課子育て支援係 ☎44-3184

●児童虐待は、なぜ起る？

児童虐待は、親や家庭が抱える社会的、経済的、心理的、精神的な様々な事柄が複雑に絡み合っ起こります。

家庭崩壊の中で起こるもの、社会状況や家族の形・質の変化、地域社会の変化など現代的な子育てに対するプレッシャーに耐えきれず起こるものなどがあり、最近では、親がプレッシャーに耐えきれず子どもを虐待するケースが増えています。

●虐待に気付いたら連絡を

児童虐待防止法の改正により、虐待の疑いがあれば、誰でも児童相談所などに通告できるようになっています。

児童虐待があると疑われる時は、市や児童相談所、警察へ速やかに連絡してください。職員が事実関係を確認し、関係機関で子どもを保護したり、安全を確保したりします。

＜すこやかSOSサイン＞

- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 着衣や髪の毛がいつも汚れている
- お風呂に入っている様子がない
- 表情が乏しい、おどおどしている
- 落ち着きがなく乱暴になる
- 親を避けようとする
- 夜遅くまで一人で遊んでいる

＜児童虐待が疑われる時の連絡先＞

- ◎ すこやか子ども課子育て支援係 ☎44-3184
 - （夜間・休日）☎43-2111
 - ◎ 市家庭児童相談室 ☎44-3161
 - ◎ 県西部児童相談所 ☎053-458-7189
 - ◎ 磐田警察署生活安全課 ☎37-0110
- 連絡は匿名でも構いません。あなたの連絡が子どもの命、そして未来を守ります。

児童虐待・DV相談窓口

市や県では、児童虐待やDVに関する相談窓口を設置しています。相談は無料です。一人で悩まず、気軽に相談ください。

市家庭児童相談室 虐待 DV

☎44-3161

所 中央子育て支援センター



相談日 第2・4水曜日を除く毎月金曜日

相談時間 ▼月・水・金曜日：午前9時～午後4時 ▼火・木曜日：午後1時～7時

内容 育児に関することや児童虐待、DVなどに対する専門的な相談・指導を行っています。

相談方法 ▼電話相談：直接、お電話ください。匿名でも相談できます。▼面会相談：事前に電話にてお申し込みください。面会日時を決めます。

◇DVに関する相談は、女性の相談員が話を伺います。

市家庭児童相談室相談員からのアドバイス



相談員 門名豊子さん

悩んだら、まずご相談ください

子育てや児童虐待などの相談のほか、DVに関する相談や支援を行っています。

DVについては、やはり女性からの相談が多いです。相談室では、自分の身を守りながら安全に避難する方法を一緒に考えるとともに、自立に向けてのアドバイスや支援を行っています。

苦しみに耐えるより、勇気を持って行動して

相談される女性で一番多いのは、30代前半から40代半ばの方々です。これらの年代は、これからの人生が経済的に自分一人では自立していけないのではないかと不安感から、DVを受けていても我慢し、抱え込んでしまう傾向があります。しかし、心身やその他の被害を最小限にとどめるには、やはり早めの対策・対応が有効です。

人には幸せに生きる権利があります。子育てのストレスやプレッシャー、配偶者や家族などからのDVに悩んだら、気軽に声をお掛けください。皆さんの力になります。

●DVを受けていませんか？
ドメスティック・バイオレンス（DV）とは夫や妻、恋人など、親密な関係にある（または、あった）配偶者やパートナーから振るわれる暴力のことです。
殴る・けるなどの身体的暴力のほか、言葉で心を傷つける精神的暴力、性的暴力、生活費を与えないなどの経済的暴力、実家や友人との付き合いを制限したり、行動を監視したりする社会的暴力などもDVに含まれます。
また、相手も男性が女性かを問いません。

●一人で耐えないで
DVを受けている方の中には、「周囲には恥ずかしくて言えない」「誰かに相談したらもつとひどい暴力を受ける」「子どもがいるから」「それでも相手が好きだから」などの理由により、誰にも相談せず一人で苦しむケースが多く見られます。
しかしDVは、相手の心身を傷つける犯罪行為であり、人間としての尊厳を奪い、生きる力を弱める人権侵害にあたります。
DVの被害を受けたら、決してそれを容認せず、勇気を出して周囲や専門機関にご相談ください。

●虐待やDVを防ぐために
児童虐待もDVも、本来守るべき対象を傷つけるという決して許されない行為です。その時に子どもや相手の心や体を傷つけるだけでなく、その将来にも深刻な影響を及ぼします。
市や県には、子育てや家庭の悩みなどを身近に相談できる子育て支援センターや相談機関があります。一人で悩まずに、気軽に相談してください。
また、児童虐待やDVを起こさない、起こさせないよう、普段から社会や地域で子どもたちや隣人に目を向け、何か異変に気付いた場合は、すぐに支援の手を差し延べられるようにしていきます。

夫や妻から暴力を受けていませんか？

ドメスティック
Domestic
バイオレンス
Violence

妻や夫、恋人など、親しい間柄であっても、相手を傷つける暴力は犯罪です。

☎ すこやか子ども課子育て支援係 ☎ 44-3184

- 県西部児童相談所 虐待 ☎ 053-458-7189
- 県西部健康福祉センター DV ☎ 0538-33-9217
- 女性相談センター DV (配偶者暴力相談支援センター) ☎ 053-458-9217
- 磐田警察署生活安全課 虐待 DV ☎ 37-0110